

# 津南町立ひまわり保育園増築等実施設計委託業務 指名型プロポーザル実施要領

津南町立ひまわり保育園増築等実施設計委託業務の内容並びに同業務に係る指名型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 第1 目的

津南町立ひまわり保育園の増築等整備にあたっては、津南町の保育の現状課題と将来の保育園運営構想（資料A）を基本に今後の段階的な保育園統合と園児数の減少を踏まえ、より快適で、安全・安心な子育て環境を整え、子どもたちに良質な保育環境を提供することを目的とし、地域との連携等を踏まえ、将来的に1園に集約することを見越した施設とする。

委託業者の選定方式については、施設の配置、建物構成、利便性、コスト低減等に関し、合理的な設計提案を求める観点から、指名型プロポーザル方式を採用する。

## 第2 業務概要

- 1 業務名 津南町立ひまわり保育園増築等実施設計委託業務
- 2 業務内容

実施設計業務の「標準業務（※1）」の他、園舎及びこれに付帯する外構等の設計業務及び申請手続き業務

※1 「平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号」

\*基本設計（図面・仕上げ表無し）は平成29年度に実施済みであり、増築する園舎の仕様と既存園舎改修については、原則的に基本設計の内容をベースにすること。なお、現在、保育園整備のための合同検討会等を立ち上げ、「4 所要施設（基本設計を変更・新たに加える事項）」（2）増築棟及び（3）屋外遊戯場の活用については、引き続き意見・要望等を集約中であり、今後、受託候補者選定後、追加項目については改めて協議することとする。

\*地形測量、ボーリング調査は実施済である。

- 3 建設事業等の概要

項目	概要
町立保育園の概要と整備・統合計画	[町立保育園の概要・位置（津南町子育て教育要覧（保育園資料）：資料B、管内図：資料C）] 東西に走る国道117号線沿いに4つの保育園がある。平地から高地（標高400m）に上がった龍ヶ窪近辺に1つ保育園があり、計5つの町立保育園がそれぞれ最寄りの地域の子どもを受け入れている。 [整備・統合計画] 令和2年度：実施設計 令和3・4年度：整備工事

	令和5年度：ひまわり保育園、北部保育園、こばと保育園の3つの保育園を統合し、現在の5園から3園にする。
用途	認可保育所等
建設場所	<p>地番：津南町大字下船渡戊 994 番地他  敷地面積：11,989 m<sup>2</sup>  うち、既存施設（園舎・駐車場・園庭）の面積 5,933 m<sup>2</sup>  うち、ひまわり公園（山林）の面積 2,824 m<sup>2</sup>  うち、新規造成の屋外遊技場（雑種地）の面積 3,232 m<sup>2</sup></p> <p>都市計画区域：無</p>
基本設計概要 (CDに格納)	<p>ア 定員  既存園舎（4,5歳児使用）の定員数を110名、増築棟（0～3歳児使用）の定員を160名とし、合計で270名の定員とする。  [増築棟の定員160名の年齢別内訳]  0歳児22名、1歳児42名、2歳児42名、3歳児54名</p> <p>イ 施設規模  既存園舎 1,097.84 m<sup>2</sup>、増築棟 1,800 m<sup>2</sup>、計 2,897.84 m<sup>2</sup>、車庫棟 144 m<sup>2</sup></p> <p>ウ 施設の概要  [既存園舎]  ・0,1歳児室を子育て支援センターに改修（出入口は別に設ける）する。センターと保育園は遮断できる空間とする。  ・玄関は現状のまま使用する。  ・調理室を職員休憩室・更衣室に改修する。  ・1Fの2歳児室を4歳児室に変更する。  ・2Fの3歳児室を4歳児室に変更する。  ・2Fの4歳児室を5歳児室に変更する。</p> <p>[増築棟の主な施設]  *保育室について  ・1Fに0歳児室を2部屋設置する。  ・1Fに1歳児室を3部屋設置する。  ・1Fに2歳児室を3部屋設置する。  ・2Fに3歳児室を2部屋設置する。  *0歳児室について  ・電気冷暖房・床暖房を設置する。  ・調乳室、沐浴・オムツ交換室、WCを設置する。  ・ほふくスペース（畳）を設置し、フェンスによる仕切りを設ける。  ・外部から利用可能な大人用トイレを設置する。  *1歳児室について  ・電気冷暖房・床暖房を設置する。</p>

	<p>*2歳児室について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気冷暖房・FF暖房を設置する。</li> </ul> <p>*3歳児室について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気冷暖房・FF暖房を設置する。</li> </ul> <p>*給食調理室について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児から5歳児：313食程度（園児270人、連携施設3人、職員40人）を処理できる施設とする。</li> <li>・食材等、配送しやすい場所に配置する。</li> <li>・電気冷暖房・FF暖房を設置する。</li> </ul> <p>*事務室について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気冷暖房・FF暖房を設置する。</li> </ul> <p>*2Fのトイレについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大人用のトイレを設置する。</li> </ul> <p>*屋内遊戯場について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児270名が一同に集まる行事（卒園式・発表会）ができる広さを確保する。</li> <li>・天井の高さを概ね5mとする。</li> </ul> <p>*その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0～2歳児室からテラスを通して屋外遊戯場へ移動ができる。</li> <li>・0～3歳児用トイレをそれぞれ保育室の近くに設置する。</li> <li>・1, 2歳児用トイレにオムツ交換台を設置する。</li> <li>・0歳児、2歳児トイレは屋外遊戯場からの出入りが可能であり、それぞれの場所に温水シャワー・洗濯機を設置する。</li> <li>・玄関は園児270名分の下駄箱のほか、手洗い場を設置する。</li> <li>・1, 2Fとも既存園舎と渡り廊下で繋ぐ。</li> <li>・ガスはプロパンガスである。</li> <li>・地下タンクを設置する。</li> </ul> <p>[駐車場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト舗装とする。</li> <li>・井戸（深度=150m）を新たに掘削し、冬期間は消雪パイプで駐車場全体を消雪する。</li> <li>・新たに、町道中央線からの出入り口を設ける。町道落水線の出入り口と合わせ、2方向からの出入り口とする。</li> <li>・園児バス（39人乗り）4台が収納できる車庫棟を建設する。構造は鉄骨造りの耐雪（3.5m）型とする。</li> </ul> <p>[屋外遊技場]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成工事のみ、町単独工事で行う。</li> <li>・設置位置は増築棟の南側とする。</li> </ul> <p>[外構工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに設置する駐車場・屋外遊技場に屋外フェンスを設置する。</li> </ul>
実施設計概要	「4. 所要施設」参照

4 所要施設（基本設計を変更・新たに加える事項）

(1) 定員250名（既存園舎100名、増築棟150名）

区分	増築棟				既存園舎		合計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
年齢 定員数 (名)	25	36	39	50	50	50	250

(2) 増築棟

所要室	要件
施設全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津南町らしさを表現した施設（ふるさと・自然・ダイナミックさ）</li> <li>・子どもたちの五感を最大限に引き出せる施設</li> <li>・子どもが遊び込める工夫</li> <li>・建物の外観の工夫（魅力的で印象的なもの）</li> <li>・木の素材（木彫）を活かした空間</li> <li>・感染症対策・拡大防止等に配慮した施設</li> </ul>
保育室 屋内遊戯室	<p>ア 保育室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳から3歳児までの保育室は、定員に応じた部屋数とすること。</li> <li>・面積基準（参考）</li> <li>0歳から1歳児：3.3㎡/人</li> <li>2歳から5歳児：1.98㎡/人</li> <li>※2歳、3歳は基準よりゆったりとした空間を望む。</li> <li>・近くに、自動手洗い設備・幼児用トイレを設けること。</li> <li>・各部屋に年齢に応じた園児用ロッカー、布団及び遊具等の収納スペースを設けること。</li> </ul> <p>イ 屋内遊戯室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発表ステージを設けること。</li> </ul>
調乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児の保育室に隣接して設けること。</li> </ul>
トイレ(乳幼児用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児便器(男女用)、汚水槽、温水シャワーを設けること。</li> <li>・感染症対策</li> <li>・給食調理室との位置関係</li> </ul>
トイレ(大人用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女別に設けること。</li> </ul>
沐浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児室に近接して設けること。※トイレ内設置も可。</li> </ul>
乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬の雪遊び後の乾燥対応</li> </ul>
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40名程度が利用することを想定して配置すること。</li> </ul>
医務室・相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員室内もしくは近接して配置すること。</li> <li>・感染症対策（感染園児の隔離部屋）</li> </ul>

給食調理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策（他の部屋との位置関係）</li> <li>・0歳児から5歳児：293食程度（園児250名、連携施設3名、職員40名）</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外プール（組み立て式）を収納できるスペースを設けること。</li> </ul>
玄関（既存園舎・増築棟）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラを設置すること。</li> </ul>
その他（感染症対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難部屋の確保（フリールーム）</li> <li>・オムツ・汚物処理対策として、感染リスクを最小限に抑えるための工夫をすること。</li> </ul>

(3) 屋外遊戯場の活用（地域・子育て交流広場）

項目	要件
屋外施設全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「園庭＝津南らしさ＝ふるさと」のイメージの発信</li> <li>・森や林などを活かした屋外遊技場</li> <li>・子どもの遊びの世界を広げられる園庭</li> </ul>
保育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然物の直接体験＝原体験</li> <li>・子どもが遊び込める工夫（木・土・小川・砂場）</li> </ul>
保護者・地域交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作業体験</li> <li>・ものづくり体験</li> <li>・食育（自分で作って、自分で食べる）</li> </ul>
暑さ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水の活用</li> <li>・日除施設の設定</li> </ul>
一般利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の一般開放に関する工夫</li> <li>・水飲み場、トイレ等の設置</li> </ul>
安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全柵設置</li> </ul>

5 履行期間 契約締結の日から令和2年12月31日まで

6 予算概要等

この業務に係る予算は30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては予算の範囲内とすること。

### 第3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、津南町及び十日町市に事業所を置く者にあつては、「8」の要件は適用しないものとする。

- 1 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 2 新潟県上越及び中越管内に本社（本店）、支社（支店・営業所）を置く者であること。
- 3 参加時には、令和2年・3年度津南町入札参加資格者名簿（建設コンサルタント等業務）に登載されていること。

- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
- 6 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 8 過去20年間において、認可保育所等の施設（面積1,600㎡以上又は定員230名以上）の業務実績又は基本設計業務等の業務実績があること。

#### 第4 参加者等の条件

参加者は、単体企業又は設計共同企業体（以下「設計JV」という。）とし、設計JVの場合は、構成員は「第3の参加資格」を満たしている者とする。

##### 1 単体企業の場合

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

##### 2 設計JVの場合

ア 設計JVの場合は、構成員は「第3の参加資格」を満たしていること。また、設計JVの構成員は、単体企業又は他の設計JVの構成員として参加表明等の提出はできないものとする。

イ 設計JVの場合は、特定設計業務共同企業体協定書（様式第1号（以下「協定書」という。））の写しを提出し、参加資格があると認められた者であること。

##### 3 総括責任者（一級建築士であること）及び各分野の担当主任技術者※1はそれぞれ1名ずつ専任で配置すること。

※1 担当主任技術者担当業務分野	業務内容
総括	建築物の意匠に関する設計並びに構造、電気機械に関する設計をとりまとめる設計
電気設備	建築物の電気設備に関する設計
機械設備	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備に関する設計

## 第5 技術提案書等提出要請

本プロポーザルに指名された者（以下「技術提案者」という。）は、技術提案書等の提出を要請するので、第6の技術提案書等作成要領に基づき、設計事務所等の概要並びに技術提案書を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退する場合には、技術提案書提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

## 第6 技術提案書等作成要領

技術提案者は、次に定めるところにより技術提案書等を作成し、提出するものとする。

### 1 設計事務所等の概要

本プロポーザルに参加をする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 設計事務所の概要（様式第2号）
- (2) 設計事務所の主要業務実績書（様式第3号）
- (3) 総括責任者の主要業務実績等（様式第4号）
- (4) 各担当主任技術者の主要業務実績等（様式第5号）
- (5) 総括責任者の手持業務量（様式第6号）
- (6) 協力事務所の概要（様式第7号）

### 2 技術提案書

技術提案書の提出は、技術提案書に次の書類を添付すること。

- (1) 技術提案書（様式第8号）
- (2) 課題に対する技術提案（様式第9号）
- (3) 業務実施計画（様式第10号）
- (4) 設計業務見積書（様式第11号）

### 3 技術提案書の課題のテーマ

技術提案書は、下記(1)及び(2)の内容を踏まえて、(3)の6項目の課題テーマに対する提案とする。

- (1) 津南町の保育の現状課題と将来の保育園運営構想（資料A）中、「5 保育サービス推進のための方策」の考え方
- (2) 本実施要領中、「第2 業務概要」の「3 建設事業等の概要」及び「4 所要施設（基本設計を変更・新たに加える事項）」に関すること。
- (3) 課題テーマ

項目	内容
子どもたちのより良い育ちの保育環境の提案	・津南町のフィールドを活かした保育環境の提案 ・遊び込める施設の活用方法の提案
子どもたちの安全確保と親が安心して預けることができる保育所の提案	・安全性を確保した建物の配置、敷地の利用提案 ・各種災害対策と災害発生時の保育についての提案 ・感染症対策の提案

地域の人々との交流について、建物や敷地面積・形状を活かした保育活動についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎（既存建物・増築棟）や園庭等の活用方法への提案</li> <li>・行事の際の施設の使用方法や隣接施設の活用についての提案</li> <li>・地域との交流機能等の提案</li> <li>・敷地を有効利用した屋外遊戯場等の提案</li> </ul>
保育所と子育て交流広場の共同運用への提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所事業と子育て交流広場を共同で運用するための配置・動線等の提案</li> <li>・保育所事業の安全性の確保（保育以外の利用者対策）への提案</li> </ul>
保育需要の変動に対応した施設利用の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の受け入れ人数（増減）に対応した保育の実施への提案</li> <li>・屋外遊技場や会議室、活動スペースの有効活用への提案</li> </ul>
コスト削減についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費用の削減提案</li> <li>・基本設計概算予算 約10億円（建物・外構含む）</li> </ul>

#### 4 提出方法等

(1) 提出期限 令和2年6月下旬

(2) 提出場所

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町教育委員会子育て教育班 TEL025-765-3118 Fax025-765-4625

E-mail:kyoiku@town.tsunan.niigata.jp

(3) 提出方法

郵送又は持参によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない)

(4) 提出部数 13部

#### 5 技術提案書等の著作権等の取扱い

(1) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 津南町教育委員会は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された技術提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 津南町教育委員会は、技術提案者から提出された技術提案書等について、津南町情報公開条例（平成12年条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

#### 第7 質疑応答等

(1) 技術提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- ア 提出書類 質疑応答書（様式第 12 号）
- イ 提出期間 令和 2 年 6 月下旬
- ウ 提出場所 第 6 の 4 に同じ。
- エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- オ 注意事項 電話、口頭等による質問及び提出期限を過ぎた質問は受け付けないので注意すること。

(2) (1)の質疑応答書は、質問受付後、2日以内にホームページに掲載する。

## 第 8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 審査会委員、町職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第 9 技術提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

技術提案書の審査、評価及び特定を行うため、ひまわり保育園実施設計委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、学識経験者を含む委員10名以内で組織する。

（委員構成①学識経験者②町民の代表者③行政関係者④保育従事者の代表者等）

### 2 プレゼンテーションの実施

審査会において、提案内容をより理解するため、技術提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

- ア それぞれ課題のテーマにつき 1 案とする。
- イ プレゼンテーション審査にパソコン等の機器を使用する際は、審査対象者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始 5 分以内とする。
- ウ 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明 20 分、質疑 10 分の計 30 分とする。
- エ 技術提案追加資料の配付は禁止するが、提出された技術提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- オ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて 3 名までとする。
- カ 欠席をした場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- キ プレゼンテーションは公開とするが、審査会は非公開とする。また、追加資料の提出は認めないものとし（ただし、審査会が必要と認めた追加・補正資料の提出は除く）、審査の経緯・内容に関する問合せには、一切回答しない。

- (2) 実施日時及び場所  
指名通知書に記載する。

3 審査項目及び評価基準

技術提案書・設計事務所の概要及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、次に示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

審査項目 1

審査項目	審査事項	配点
業務の実施方針	[業務実施方針の妥当性、設計方針] ①津南町の保育の現状課題と将来の保育園運営構想（津南町の自然・原体験等、「津南らしさ」）の理解度 ②業務実施の取り組み体制 ・視覚的工夫 ・連絡体制 ・設計チームの特徴 ・特に重視する設計上の配慮事項	20
設計事務所の能力	技術者数、有資格者数、主要業務実績	10
総括責任者及び各担当技術者の能力	総括責任者及び各担当技術者の資格、総括責任者及び各担当技術者の実績	10
総括責任者の専任性	手持ち業務件数	10
合 計		50

審査項目 2

審査項目	審査内容	審査の観点	審査事項	配点
課題 テーマ	子どもたちのより良い育ちの保育環境の提案	・津南町のフィールドを活かした保育環境の提案 ・遊び込める施設の活用方法の提案	・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性	20
	子どもたちの安全確保と親が安心して預けることができる保育所の提案	・安全性を確保した建物の配置、敷地の利用提案 ・各種災害対策と災害発生時の保育についての提案 ・感染症対策の提案	・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性	20
	地域の人々との交流について、建物や敷地面積・形状を活かした保育活動についての提案	・園舎（既存建物・増築棟）や園庭等の活用方法への提案 ・行事の際の施設利用方法や隣接施設の活用についての提案	・テーマの理解度 ・課題の整理及び検討 ・独創性 ・実現性	20

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との交流機能等の提案</li> <li>・敷地を有効利用した屋外遊戯場等の提案</li> </ul>		
	保育需要の変動に対応した施設利用の提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の受け入れ人数（増減）に対応した保育の実施への提案</li> <li>・屋外遊技場や会議室、活動スペースの有効活用への提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマの理解度</li> <li>・課題の整理及び検討</li> <li>・独創性</li> <li>・実現性</li> </ul>	20
	保育所と子育て交流広場の共同運用への提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所事業と子育て交流広場を共同で運用するための配置・動線等の提案</li> <li>・保育所事業の安全性の確保（保育以外の利用者対策）への提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマの理解度</li> <li>・課題の整理及び検討</li> <li>・独創性</li> <li>・実現性</li> </ul>	20
	コスト削減についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設費用の削減提案</li> <li>・基本設計概算予算約10億円(建物・外構含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマの理解度</li> <li>・課題の整理及び検討</li> <li>・独創性</li> <li>・実現性</li> </ul>	20
業務実 施計画	実施手順		実施工程	10
	全体計画		各提案の整合性	10
設計見 積書	見積金額		見積金額の妥当性	10
	合 計			150

#### 4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査項目及び評価基準により、受託候補者を特定する。評価点及び選定方法は次のとおりとする。

- (1) 評価点は全審査員の総評点数の平均点とする。
- (2) 評価点が最も高い者を第一位の受託候補者とする。
- (3) 最も高い評価点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。
- (4) 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

[ 配点 × 係数 = 評価点 ]

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

#### 5 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに技術提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨
- (4) 受託候補者の特定理由
- (5) 審査経過及び審査員

#### 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を町のホームページにて公開するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査経過及び審査員

### 第 10 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

#### 2 契約保証金

要する。ただし、津南町財務規則第 142 条第 4 項各号の規定に該当する場合は免除する。

#### 3 契約書作成の要否 要する。

#### 4 支払条件 後払いとする。

### 第 11 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 技術提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

#### 第 12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
指名業者通知	令和 2 年 6 月 16 日 (火) 予定
質疑応答書締切	令和 2 年 6 月下旬
質疑応答書回答	令和 2 年 6 月下旬
技術提案書の提出	令和 2 年 6 月下旬
プレゼンテーション	令和 2 年 7 月初旬 (時間は指名通知書に記載)
技術提案書審査結果の通知・公表	令和 2 年 7 月中旬
契約締結日	令和 2 年 7 月中旬

#### 第 13 添付資料

項目		内容
資料 A	津南町の保育の現状 課題と将来の保育園 運営構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園運営構想の枠組み</li> <li>・ 保育をとりまく現状</li> <li>・ 保育サービスの課題</li> <li>・ 保育サービス推進の方向性</li> <li>・ 保育サービス推進のための方策</li> </ul>
資料 B	津南町子育て教育要 覧 (保育園資料)	各町立保育園の概要
資料 C	管内図	町立保育園の位置と統合計画
基本設計概要		計画図、平面図、パース図、立面図等 (CD)
地形測量データ		地形測量データ (CD)
ボーリング調査データ		ボーリング調査データ (CD)

#### 第 14 契約担当

〒949-8292 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585 番地

津南町教育委員会子育て教育班

高橋 (教育次長)、滝沢 (子育て教育班長) Tel025-765-3118 Fax025-765-4625

E-mail:kyoiku@town.tsunan.niigata.jp